

産業課関係の被害状況

(単位千円)

区分	件数又は面積	被 告 額	区分	面積又は延長	被 告 額	備 考
(一) 商工関係	工 場	12	125,560	山崩れ	33 1.28ha	110,000
	商 店	33	4,340	林 道	47 6.812	21,130
	公 園 施 設	3	1,400	木 材	29 1.000m ³	10,000
	小 計	48	131,300	椎 莖	5 2,000本	3,000 原木等
(二) 農林関係	農業共同施設	11	2,940	小 計	114	144,300
	果樹の樹体被害	15.5ha	77,250	農 地	353 33.73ha	217,400 田 12.6畝 20.23
	水稻減収被害	359.5	59,660	道 水 路	197 9.186m	280,100 水73ヶ所道124 "
	野菜 "	33.0	20,090	そ の 他	22	28,700
	果樹 "	66.8	39,921	小 計	572	526,200
	その他の " "	23.0	3,653	農林関係計		874,014
	小 計	502.8	203,514	総 計		1,005,314

一般的の台風により被災された皆さんに、心からお見舞い申し上げます。

■災害樹園地の復旧対策

(1) 相当規模にわたる地すべり・崩壊・埋没地については、土地改良区



(5) 完全に埋没した水田に係る水稻共済は、早急に被災調査を行ない、共済金の支払いを関係機関に要請すること。

■災害農業の更生資金対策

良区が事業主体となって国庫補助により実施する。制度資金の活用により資金対策の万全を図る。対象資金は次のとおり。

調査を願い応急工事と復旧工事の工法等について指導を受け今後設計に取組むので、極力減水に努めること。

■林道災害復旧対策

(1) 林道(台帳分)二四・三八〇m 中全線に亘って林道が急勾配未舗装のため路面は流失し、その上盛土法面の崩壊したもの四七か所の多くを除え、殆んどが通行不能となつたが応急復旧により一部路線を残し開通した。

(2) 今後の路線別復旧計画は路線毎に区長とよく協議し、復旧を進めよ。



(3) 九月末までは台風の恐れがあるので、路面復旧等は一応の復旧に留め応急施行を終り台風時期終了後グレーダー利用による路面仕上げと、必要箇所の砂利投入を行なう。

(3) 九月末までは台風の恐れがあるので、路面復旧等は一応の復旧に留め応急施行を終り台風時期終了後グレーダー利用による路面仕上げと、必要箇所の砂利投入を行なう。

資 金 の 種 類	貸付限度額	据 置	償 還	利 率		資 金 の 使 途
				特別農業者	その他の	
(1) 自作農維持資金(災害)	1000千円	3年	17年	5%		所得損失による生活資金
(2) 天災資金	果樹 1000 その他 400		特別6年 特別6年	3% "	6.5% "	種苗肥料農機具
(3) 農業近代化資金	6000					" "
(4) 農地改良資金	事業費 500 千円以下	2年	8年	4.5%		2年間町2分利子補給
(5) 果樹植資金	所用額の 80%内	3年	12年	5.5%		" "
(6) 農業改良資金	無利子償かん 5年以内事業者の7割以内防 風ネット、改良資材暗渠排水					

(1) 林道(台帳分)二四・三八〇m 中全線に亘って林道が急勾配未舗装のため路面は流失し、その上盛土法面の崩壊したもの四七か所の多くを除え、殆んどが通行不能となつたが応急復旧により一部路線を残し開通した。

(2) 今後の路線別復旧計画は路線毎に区長とよく協議し、復旧を進めよ。

(3) 九月末までは台風の恐れがあるので、路面復旧等は一応の復旧に留め応急施行を終り台風時期終了後グレーダー利用による路面仕上げと、必要箇所の砂利投入を行なう。

(3) 九月末までは台風の恐れがあるので、路面復旧等は一応の復旧に留め応急施行を終り台風時期終了後グレーダー利用による路面仕上げと、必要箇所の砂利投入を行なう。

(1) 樹園地に接続し、樹園地への転換を相当とする水田は樹園地と一体した改良復旧工事を指導する。

(2) 土地基盤整備事業(は場整理)の計画地区は、土地基盤整備事業の計画を充分考慮して復旧工事を実施する。

(3) 小規模な灾害農地についても、大切な水田を荒廃させることなく復旧させるべく簡易な標準設計を作成し復旧工事を奨励する。

(4) 水田への復旧が著しく困難で施設園芸等に転換を希望するものは、その土質排水対象作物等の計画を意欲的に行ない指導する。

■治山事業対策

(1) 約三五か所の林地の崩壊があり復旧今後の防災工事には多額の工事費を必要とするので今後関係各市町で国費の予算増額の要請をする。

(2) 当面緊急災害復旧工事か所について七月十五日県事務所と調査測量を行ない早期着工を行ないたい。

(3) 山林所有者の方にお願い。山の開墾敷地造成、土取り等は、事前に役場と協議され時期工法等は、充分対策をたて、関係の許可を受けて実施して下さい。

